

磐田市水道事業ビジョン・アセットマネジメント等  
策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月  
磐田市 環境水道部  
上下水道総務課・上下水道工事課

－目 次－

1 目的 .....	1
2 概要 .....	1
3 提案限度額 .....	1
4 業者の選定方式 .....	1
5 参加資格要件等 .....	1
6 スケジュール .....	3
7 参加申込について .....	4
8 参加申込に関する質問について .....	4
9 施設現地確認について .....	4
10 企画提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリングに関する質問について .....	5
11 企画提案書等の作成及び提出 .....	5
12 プレゼンテーション・ヒアリングの実施 .....	6
13 審査方法等 .....	7
14 審査結果の通知 .....	7
15 失格事項 .....	7
16 参加辞退について .....	7
17 契約の締結 .....	8
18 プロポーザルの中止等 .....	8
19 その他留意事項 .....	8
20 担当部署（提出・問合せ先） .....	9

## 1 目的

本要領は、磐田市（以下「本市」という。）が、磐田市水道事業ビジョン・アセットマネジメント等策定業務委託の実施に当たり、公募型プロポーザル方式により、候補者を選定するために必要な手続き等について定めるものである。

## 2 概要

### (1) 業務名

磐田市水道事業ビジョン・アセットマネジメント等策定業務委託

### (2) 業務内容

本業務委託（以下「業務」という。）は、利用者に安全で良質な水道水を安定して供給し続けるため、現状の課題を改めて分析し、新たな磐田市水道事業ビジョンを策定するとともに、そこに示された将来像を具現化するための技術的な方策について検討し、水道事業を構成するあらゆる資産を定量的かつ合理的に維持運営するためのアセットマネジメント(資産管理)を再構築することで、これらの方策を具現化した磐田市水道事業の基本計画とすることを目的とする。

### (3) 業務概要

特記仕様書のとおり

### (4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日（金）まで

## 3 提案限度額

- (1) 提案限度額は、37,961,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む）とする。
- (2) 提案限度額は、業務の総額とし、提案限度額を超えてはならない。
- (3) 提案限度額は、業務に係る全ての費用を含む。

## 4 業者の選定方式

公募型プロポーザル方式

## 5 参加資格要件等

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 磐田市物品製造等入札参加資格者名簿にある71事務委託のうち21各種計画事務に登録されていること。
- (2) 静岡県内に営業所を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (4) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (5) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
- (ア) 破産者で復権を得ない者。
  - (イ) 禁固以上の刑に処され、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- (6) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- (ア) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、本市の定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
  - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始後の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ）がなされている者（同法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始決定後、本市の別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
  - (ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 本市を含む事業体に対し下記両方の業務を履行した実績を有すること。
- ・アセットマネジメント策定業務…平成22年度以降
  - ・水道事業ビジョン（基本計画等含む）策定業務…平成26年度以降
- (9) 本事業を推進するために十分な体制を確保すること。
- (10) 単体の事業者であること。

## 6 スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

なお、告示時点での予定であり、変更となる可能性がある。

日 程	項 目
令和6年5月1日(水) ～ 令和6年5月13日(月)	プロポーザル公告 申込受付期間
令和6年5月7日(火) ～ 令和6年5月8日(水)	申込に関する質問の受付期間
令和6年5月10日(金) まで	質問の回答
令和6年5月15日(水) まで	参加資格承認 結果通知
令和6年5月15日(水) ～ 令和6年5月17日(金)	施設現地確認申し込み期間
令和6年5月20日(月) ～ 令和6年5月21日(火)	施設現地確認
令和6年5月15日(水) ～ 令和6年5月22日(水)	企画提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリング に関する質問の受付期間
令和6年5月27日(月) まで	質問の回答
令和6年6月3日(月) ～ 令和6年6月14日(金)	企画提案書受付期間 ※申込が6社以上の場合、書類審査を実施
令和6年6月24日(月) まで	書類審査結果通知
<u>令和6年7月4日(木)</u>	プレゼンテーション・ヒアリング
令和6年7月19日(金) まで	審査結果通知
令和6年8月(予定)	契約締結

## 7 参加申込について

「5 参加資格要件等」を満たし、本業務の公募に参加する場合は、次の必要書類を提出すること。  
なお、プロポーザル参加申込の提出がない場合は、企画提案書等を受け付けないものとする。

- (1) 提出書類：① プロポーザル参加申込及び誓約書【様式1】  
(各一部) ② 会社概要調書【様式2】  
③ 財務状況関係書類・完納証明書  
④ 賠償保険加入状況関係書類の写し  
⑤ 業務実績調書【様式3】
- (2) 期 限：令和6年5月1日(水)から令和6年5月13日(月)午後5時まで(必着)
- (3) 提出先：「20 担当部署(提出・問合せ先)」に記載する本業務の事務局に提出
- (4) 提出方法：持参または郵送により提出。  
なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時まで

- (5) 参加承認：参加申込み承認の可否については、令和6年5月15日(水)までに、「プロポーザル参加申込及び誓約書【様式1】」に記載された担当者メールアドレスへ電子メールで通知する。また、後日書面で別途通知する。

## 8 参加申込に関する質問について

- (1) 受付期間：令和6年5月7日(火)から令和6年5月8日(水)午後5時まで(必着)
- (2) 質問方法：電子メールにより、別紙「質問書【様式7号】」を添付して提出すること。その他の方法による質問は一切認めない。また、電子メール送信後は、必ず電話にて送信の旨を連絡すること。
- (3) 提出先：静岡県 磐田市 環境水道部 上下水道工事課 施設グループ  
「20 担当部署(提出・問合せ先)」に記載する電子メールアドレス
- (4) 回答方法：質問があった場合は、令和6年5月10日(金)までにホームページ又は電子メールにて回答する。なお、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加または修正とみなす。

## 9 施設現地確認について

施設現地確認参加希望者は、現場確認申込書に【様式4号】必要事項を記載し、下記のとおり申込みをすること。

- (1) 受付期間：令和6年5月15日(水)から令和6年5月17日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 申込方法：持参、郵送または電子メールにて提出。  
※持参する場合は、平日の午前9時から午後5時まで。  
※電子メール送信後は、必ず電話にて送信の旨を連絡すること。
- (3) 提出先：静岡県 磐田市 環境水道部 上下水道工事課 施設グループ  
「20 担当部署(提出・問合せ先)」に記載する電子メールアドレス

(4) 見学日程：令和6年5月20日（月）から令和6年5月21日（火）午後5時まで

(5) その他：参加者は1者4名以内。

日時、待ち合わせ場所等は市が指定し、別途通知する。

現場での質疑等の受付は一切行わない。

現場での写真撮影・設備の計測等は、随時、市職員の許可を得るものとする。

#### 10 企画提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリングに関する質問について

(1) 受付期間：令和6年5月15日（水）から令和6年5月22日（水）午後5時まで（必着）

(2) 質問方法：電子メールにより、別紙「質問書【様式7号】」を添付して提出すること。

その他の方法による質問は一切認めない。また、電子メール送信後は、必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

(3) 提出先：静岡県 磐田市 環境水道部 上下水道工事課 施設グループ

「20 担当部署（提出・問合せ先）」に記載する電子メールアドレス

(4) 回答方法：質問があった場合は、令和6年5月27日（月）までにホームページ又は電子メール等で回答する。なお、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加または修正とみなす。

#### 11 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

① 企画提案書表紙【様式5号】

代表者印押印の上、企画提案書等の鏡表紙として提出すること。

② 会社概要調書【様式2号】

参加申込時にて提出したものと同様のもの。

③ 業務実績調書【様式3号】

参加申込時にて提出したものと同様のもの。

④ 企画提案書【任意様式】

仕様書等の内容を踏まえ、別紙1「磐田市水道事業ビジョン・アセットマネジメント等策定業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領」に記載された提案項目・審査項目を網羅した提案内容とすること。

なお、1事業者につき1提案とし、企画提案書の様式は問わないが、企画提案書の本文は表紙・目次を含めてA4版20枚（40ページ）以内で両面印刷とする。また、A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4版2ページ分とカウントする。

提出後、記載内容に漏れがある場合、当委員会が確認したい事項と企画提案書の内容に著しい差異がある場合は、当委員会から提出資料の追加を依頼することがある。

また、独自に指定提出書類以外で当委員会にとって有益であると考える内容を追加しても構わない。

⑤ 見積書【様式6号】

見積書には磐田市水道事業ビジョン・アセットマネジメント等策定業務に係る費用を総額にて明記すること（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む）。

また、内訳書（任意様式）を添付すること。

※ただし、「3 提案限度額」を超える見積書は受け付けないので留意のこと。

※見積書に記載する金額は契約額ではなく、本プロポーザルにより候補者を選択するための企画提案書の一部であることに注意すること。

⑥ 業務工程表【任意様式】

(2) 提出部数

①から⑥の順序で製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで提出すること。

- ・正本 1部
- ・副本 7部（正本の写し）

(3) 提出方法

持参または郵送により提出

なお、郵送（特定記録、簡易書留または書留のいずれかによること。）の場合は、受付期間内までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること。

(4) 受付期間

令和6年6月3日（月）から令和6年6月14日（金）まで

持参する場合は、平日の午前9時から午後5時まで

提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出先

「20 担当部署（提出・問合せ先）」に記載する本業務の事務局に提出すること。

(6) 書類審査

企画提案書等の提出が6者以上の場合には、あらかじめ提出書類による審査を行い、上位5者を選定する。なお、審査結果と併せてプレゼンテーション・ヒアリングを実施する旨を令和6年6月24日（月）までに書面等にて通知する。

## 12 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

(1) 日時

令和6年7月4日（木）（予定）

(2) 開始時間

後日通知する。

(3) 場所

磐田市役所福田支所3階 大会議室（予定）

(4) 所要時間

1事業者につき、60分以内とする。（セッティング・撤去に係る時間を除く）

- ・プレゼンテーション：40分以内
- ・ヒアリング（質疑応答）：20分以内（持ち時間を延長する場合がある）

(5) 内容

企画提案書の内容に沿った説明を行う。ただし、プレゼンテーションにおいて説明が不要だと判断した部分は、説明を省略しても構わない。

(6) 説明者

説明者については、本業務を受託した際の担当者が提案説明と質疑への回答を行うこと。

また、説明者は担当者を含めて4名までとする。

(7) 使用機器

プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。

### 13 審査方法等

(1) 選定委員会の設置

業務の履行に最も適した候補者を厳正かつ公正に決定するため、本プロポーザルの選定委員会を設置する。

(2) 審査及び配点

本プロポーザルの審査は、選定委員会の各委員が企画提案書・プレゼンテーション等の評価を行い、各委員の合計点の平均が6割以上であれば、最高得点を得た候補者と次順位者を決する。審査の詳細及び配点等については審査要項のとおりとする。

(3) 参加者が1者の場合について

審査において、各委員の合計点の平均が6割以上であれば、本プロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断し、その提案者を候補者として決定する。

### 14 審査結果の通知

審査結果については、令和6年7月19日(金)までに、すべての応募者に書面で通知するとともに、市ホームページで公表する。

なお、選定に関する異議等は受け付けない。

### 15 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 企画提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 企画提案書等の提出期限後に見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 見積書の金額が、「2 提案限度額」を超過したもの
- (6) プレゼンテーション・ヒアリングへ出席しなかったもの

### 16 参加辞退について

参加表明後、提案を辞退する場合は、別紙「参加辞退届【様式8号】」を提出すること。

## 17 契約の締結

### (1) 契約書

契約の締結にあつては、契約書を作成する。ただし、契約締結に必要な費用は、候補者の負担とする。

### (2) 契約に係る交渉及び見積書の提出

本プロポーザルは業務受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容については、本市作成の仕様書（案）を素案としながらも、候補者からより優れていると認められる提案があつた場合には、候補者と本市が改めて協議し仕様を確定し見積徴取を行うものとする。ただし、候補者に事故等があり、契約が不調となつた場合は、次順位者に対し同様の交渉を行い、見積徴取を行うものとする。

### (3) 契約及び手続きは、磐田市契約規則及び業務委託契約約款による。

### (4) 契約は本プロポーザル結果に基づく随意契約とする。なお、候補者には改めて随意契約による見積徴取を実施するものとする。

### (5) 候補者が契約締結までに、業務の履行が確実でないとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務受託者としてふさわしくないと認められるときは、業務受託候補者の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。

## 18 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められるときは、中止または取り消す場合がある。その場合、本プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。

## 19 その他留意事項

### (1) 提案は1事業者につき1案とする。

### (2) 本プロポーザルに係る経費はすべて参加者の負担とする。

### (3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。

ただし、プレゼンテーション実施当日の補足事項説明資料は除く。

### (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とし、失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

### (5) 提出書類は返却しないととも、提出者の選定以外には提出者に無断で使用しない。

### (6) 磐田市情報公開条例に基づく公開請求があつた場合は、原則として公開の対象となる。

ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出るものとする。なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響するおそれがある情報については決定後の公開とする。

### (7) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。

ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

- (8) 審査の内容についての問合せには一切応じない。  
また、審査に対する異議申し立ては受け付けない。
- (9) 本プロポーザルへの参加においては感染症対策を万全にすること。

20 担当部署（提出・問合せ先）

磐田市役所 環境水道部 上下水道工事課 施設グループ（大野）

〒437-1292 静岡県磐田市福田 400

TEL : 0538-58-3281

FAX : 0538-58-3271

E-mail : jogesui-koji@city.iwata.lg.jp